

平成 30 年度岡山県包括外部監査結果報告書 概要

包括外部監査人 上坂 岳大

第 1 包括外部監査の概要

1. 監査の対象

(1) 選定した特定の事件（テーマ）

岡山県教育委員会の財務に関する事務の執行について

(2) 対象機関

岡山県教育委員会が所管する県立学校及び生涯学習センター、県立図書館

公益財団法人岡山県育英会（地方自治法第 252 条の 38 第 1 項に基づく関係人への調査）

(3) 監査対象年度

原則として平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

2. 監査テーマの選定理由と具体的な監査のチェック項目

(1) 監査テーマ選定の理由

近年、教育を取り巻く環境は少子高齢化や核家族化、高度情報化、国際化の進展、また地球規模での環境問題の顕在化など社会の急激な変化に伴い大きく変化している。これらの社会変化を受けて、規範意識や社会性の低下、家庭や地域社会の教育力の低下、学校で学ぶ子供たちの多様化現象(能力・適性・興味・関心・進路等)など、教育に関する様々な課題が指摘され、その対応を迫られている。

岡山県においても、平成 29 年度からスタートした総合的な計画「新晴れの国おかやま生き生きプラン」(平成 29 年度～平成 32 年度)にて、「教育県岡山の復活」を重点戦略の第一に位置づけ、さらにこの計画を推進するものとして、岡山県教育委員会では、「第 2 次岡山県教育振興基本計画」(平成 28 年度～平成 32 年度)及び「教育施策の概要～第 2 次岡山県教育振興基本計画アクションプラン～」を策定しているところである。

また、財政面でも教育費は平成 30 年度一般会計予算では 1,491 億円と、岡山県歳出全体の 22.0%を占めており、県行政でも重要な歳出部門となっている。従って、教育予算の実態はどのような状況にあるのか、又それは適正に消費されているのか、といった観点は、県民が大いに注視しているところである。

そこで、教育委員会の財務事務の執行が法令等に準拠しているか、また、その事務が地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨（住民福祉の増進、最少経費で最大効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化）を達成しているか、その管理運営の実態を監査することは、大いに意義のあることと判断した。

(2) 具体的な監査のチェック項目

具体的な監査のチェック項目は以下の通りである。() 内は各論項目を記載。

- ・事務機器等の物品の管理事務は適切に行われているか。(物品の購入・管理、情報関連機器等管理)
- ・委託・工事等の事務処理は適切に行われているか。(委託・工事等の事務処理)
- ・勤怠管理・人事評価を含む教職員の人事関係事務が適切に行われているか。(勤怠管理、教職員の人事評価)
- ・学校徴収金の管理を含む学校経理事務が適切に行われているか。(授業料管理、寄附金管理、奨学金管理、給食費管理、学校徴収金管理)
- ・県立学校の学校評価が適切に行われているか。(学校評価)
- ・生涯学習センター及び県立図書館における事務機器等の物品の購入・管理事務等や指定管理者の管理事務は適切に行われているか。(生涯学習センター、県立図書館)

第2 包括外部監査の結果（総論）

具体的な監査のチェック項目にかかる監査手続を実施した結果、以下の件数の指摘事項及び意見を取り上げることとした。

指摘事項及び意見の件数一覧

監査チェック項目	指摘事項	意見	計
物品の購入・管理	1	2	3
委託・工事等の事務処理	—	1	1
勤怠管理	—	1	1
教職員の人事評価	—	—	—
授業料管理	1	—	1
寄附金管理	—	—	—
奨学金管理	—	1	1
給食費管理	—	—	—
情報関連機器等管理	3	1	4
学校徴収金管理	—	3	3
学校評価	—	4	4
生涯学習センター	—	6	6
県立図書館	—	—	—
合計	5	19	24

「指摘事項」とは、岡山県教育委員会の財務に関する事務の執行に関して、合规性、透明性、公平性、合理性等の観点に照らし、問題があると判断されるものであり、「意見」とは、「指摘事項」には該当しないが、岡山県教育委員会の財務に関する事務の執行をより効果的・効率的に実施するための改善提案である。

第3 包括外部監査の結果（各論）

1. 物品の購入・管理

【意見】 予定価格の設定根拠が不明確

（発見事項）

検討対象とした予定価格算定書（100万円以上の物品（複数のテーブル等）の購入）を閲覧したところ、「市況と他公共団体及び過去の納入実績をもとに算定」した旨が記載されていた。市況については、「随意契約の場合は標準価格の70%程度で購入可能」と記載されているものの、そのような判断に至った根拠が明示されておらず資料も確認できなかった。また、「他公共団体及び過去の納入実績」についても「標準価格の70%程度で購入」とあるが、参考にしたとされる他公共団体の実績は明示されておらず、判断基準の根拠が確認できなかった（2校）。

また、10万円以下のパソコンの購入について、カタログの標準価格を上回る予定価格であるケースが確認された（1校）。カタログの標準価格を上回る価格を予定価格とした理由は、ソフトウェアがインストールされていることや、在庫が不足していることなどが考えられるとのことであったが、その裏付けが確認できなかった。

（問題点）

予定価格の設定根拠が適切に記録されていないため、裏付けを確められないものがあつた。

（意見）

検討対象とした取引の予定価格算定書において、随意契約の場合は標準価格の70%程度で購入可能という記載の根拠、カタログの標準価格を上回る予定価格であるにもかかわらずその根拠を示す資料について確認できなかった。予定価格の適切性を担保する資料は適切に保管することが望まれる。

【指摘事項】 薬品棚卸の棚卸差異調査未実施及び学校長への報告未実施

（発見事項）

- ① 薬品の棚卸は実施されているものの、帳簿在庫との差異調査が実施されていない（1校）。
- ② 薬品の棚卸は実施しているものの、学校長に報告されていない（1校）。

(問題点)

県立学校が取り扱う物品の中でも劇薬物を含む薬品については、別途薬品取扱マニュアル（毒物及び劇物の管理に係る運用管理要領）が各県立学校で定められており、施錠された収納庫に管理されている。薬品が生徒の飲食物や水道水に混入するおそれがあることから、当該マニュアルでは学期毎の棚卸を実施し、学校長への報告を義務付けている。

棚卸の結果、帳簿在庫との差異があった場合には、なぜそのような差異が生じたのかの原因究明が重要である。薬品の紛失は生命にかかわるような事件になりかねず、調査していないこと自体問題である。

また、実施結果が学校長に報告されていないということも問題である。学校長への報告が義務づけられているのは、学校の安全管理についての最終的な責任者として学校長を位置づけていることによるものであり、棚卸結果に差異がなかったことをもって報告を省略できるものではない。

(指摘事項)

薬品棚卸を行っているが、棚卸差異調査が未実施の学校、学校長への報告が未実施の学校がある。そもそも薬品取扱マニュアルで薬品棚卸を実施しているのは、薬品が不適切に流出していないかを確認することにある。薬品の紛失は生命にかかわるような事件につながるという意識を持ち、棚卸差異の調査、学校長への報告を確実に実行する必要がある。

【意見】 備品整理簿の整備

(発見事項)

各県立学校において備品整理簿と現物との照合を実施したところ、以下の事実が発見された。

- ① 備品整理簿に記載されている物品の現物が確認できない（2校）。
- ② 備品シールがはがれているか文字が薄れて読み取れず、備品整理簿との照合ができない（3校）。
- ③ 使用していない、あるいは（故障等により）使用できない状態にあるにも関わらず備品整理簿に記載され、適時に管理換・返納等が行われていない（1校）。

(問題点)

重要物品については年に一度、出納局用度課より県立学校等に対して調査依頼があり、備品整理簿と現物との照合が実施されている。重要物品以外については、物品供用管理員が交代するときにその担当範囲について現物との照合が行われている。

重要物品以外の物品については、物品供用管理員の交代があるまでは台帳との照合を行う機会がなく、現物照合ができていない。この結果、備品整理簿が適時に更新されているかを確認する機会に乏しく、台帳から現物をあたって、現物を確認できないということが生じている。

(意見)

備品整理簿にて管理を行っている物品については、学校の運営において重要性を識別しているがゆえに管理しているものである。それゆえ備品整理簿は現物の所在・状態を直ちに確認できるように整備されていなければならない。

重要物品以外の物品であっても、最低でも一定額以上のものについては現物の所在を定期的に確かめ、備品整理簿の正確性を高めることが望ましい。

また、現状、岡山県では原則 3 万円以上の物品は備品整理簿に記載し、管理する必要があるが、それには一定の事務コストを要していると示唆される。他県ではその基準額を 10 万円以上としているところも複数あることから、現在 3 万円以上となっている基準額を例えば 10 万円程度に引き上げることを検討されることを望む。

2. 委託・工事等の事務処理

【意見】委託契約の予定価格の積算方法が不適切

(発見事項)

スクールバスの運行に係る委託契約の予定価格の積算方法を確認したところ、国土交通省の指導文書を参考に積算しているとのことであった。しかしながら、運行日数 1 日あたりの単価契約であるにも関わらず、稼働率を乗じる積算となっており、積算方法が不適切であった (1 校)。

(問題点)

国土交通省の指導文書では、年間契約の総額を算定する方法が示されており、それゆえ稼働率が考慮されている。しかしながら、本件は、単価契約であるにもかかわらず、単価計算において稼働率が考慮されており、単価計算のロジックとしては適切ではない。

(意見)

予定価格の積算については、国土交通省の指導文書を参考として積算している点はよいものの、その内容を適切に理解していないため、結果として予定価格の積算方法が不適切なものとなっている。スクールバスの運行に係る委託契約の予定価格の積算方法について、同文書を参考とした積算方法の再考が望まれる。

3. 勤怠管理

【意見】時間外勤務報告の未実施

(発見事項)

各県立学校の監査手続の結果、上記「教職員業務記録表」の運用により時間外業務時間の把握と校長や教頭ら管理職によるモニタリング、長時間労働者に対する手当などの状況をいずれの県立学校でも確認できた。

しかしながら、時間外勤務をしているにもかかわらず、一部の職員が時間外勤務をゼロとして報告している状況が発見された（1校）

(問題点)

時間外勤務をしているにもかかわらず、当該時間外報告を行わなければ、長時間労働の実態把握を成しえない。長時間労働対策の第一歩の現状把握として、勤務実態はありのままに報告する必要がある。

(意見)

時間外勤務の報告が正しく実施されていない学校があった。適切な勤怠管理を行うために実施しているものでもある時間外勤務報告の意義を正しく浸透させ、時間外手当の支給の有無に関わらず報告を適切に行うことが望まれる。

4. 教職員の人事評価

教職員の人事評価について、指摘事項及び意見はない。

5. 授業料管理

【指摘事項】滞納金管理簿（督促状送付票兼滞納金整理票）に係る督促期限の表示誤り

(発見事項)

高校 1 年生及び 2 年生に対する平成 30 年 2 月及び 3 月の授業料に係る納期限は、平成 30 年 3 月 26 日であるにも関わらず、授業料システムから出力された督促状送付票兼滞納金整理票には、平成 30 年 2 月 26 日と誤って印字されていた。

(問題点)

督促状送付票兼滞納金整理票の納期限の表示が不適切であることが問題である。

(指摘事項)

滞納金の督促においては、納期限は重要な情報であり、正しい日付が相手に通知される必要があるにもかかわらず誤った日付になっているということは、滞納金の督促事務において、担当者が処理を誤ったとしても、発送前に納期限の正確性を確かめることで転記誤りを防止するという基本的な内部統制が欠如ないし機能していないということである。

まずは、個々の担当者が注意するということではあるが、督促状送付票兼滞納金整理票に記載する重要な情報については転記を誤ったとしても、送付前にそれを発見するための内部統制を機能させることが必要である。

6. 寄附金管理

寄附金管理について、指摘事項及び意見はない。

7. 奨学金管理

奨学金管理について、指摘事項及び意見はない。但し、公益財団法人岡山県育英会東京寮の視察の過程において以下の意見がある。

【意見】東京寮建物の耐用年数

(発見事項)

東京寮は取得年月日が昭和 45 年 9 月 20 日(取得価額 75,602 千円)の物件である。

会計上、築後 32 年経過した平成 14 年度より減価償却計算を開始しているが、耐用年数は平成 14 年度を起算点として 50 年(平成 18 年度に 47 年に変更)で設定している。つまり、当該資産については築後約 80 年に及ぶ使用期間を見込んでおり、平成 29 年度末時点の残存耐用年数は約 30 年となっている。

(問題点)

東京寮の現地視察を行い、建物内外の状況を目視したところ、老朽化は使用年数相応に進んでいるという印象であった。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令では、構造が鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建物は、最長でも耐用年数 50 年とされている。

同様の構造である東京寮が以降約 30 年に渡って使用可能となるには、耐用年数を延長するような大規模修繕が必要と考えられるが、現状、そのような計画は立てられていない。

そのため、東京寮の経済的使用可能予測期間を 30 年も見積もることは困難であり、当初予定による残存耐用年数と現在以降の経済的使用可能予測期間との間には、相当程度の乖離が生じていると言わざるを得ない。

(意見)

東京寮建物の耐用年数について、残存耐用年数が約 30 年あるが、建物内外の状況を目視したところ、老朽化は使用年数相応に進んでいるという印象であり、現状との間に相当の乖離があると言わざるを得ない。残存簿価が過去に定めた耐用年数も含め、合理的な見積もりに基づき、経済的使用可能期間に見合ったものとなっているか、再度検討すべきである。

8. 給食費管理

給食費管理について、指摘事項及び意見はない。

9. 情報関連機器等管理

【指摘事項】業務用パソコンの持ち帰り

(発見事項)

業務用パソコンの持ち帰りが適切な手続を経ることなく行われていた (1 校)。

(問題点)

岡山県情報セキュリティ対策基準 (平成 28 年 12 月 1 日改訂、第 3 章情報資産の管理第 3 節保護管理要件の設定) において、原則として、コンピュータ入出力情報及び端末等の持出しは所属長の許可を受けない限り禁止とされているが、当該手続が実施されていなかった。

(指摘事項)

業務用パソコンの持ち帰りを行う場合には、岡山県情報セキュリティ対策基準に従い、所属長の許可を得た上で持ち帰る手続を経る必要がある。なお、セキュリティレベル3の情報資産については、原則持ち出しは認められていない。

【指摘事項】 サーバー室の未施錠

(発見事項)

入室頻度が1~2回/週のサーバー室において、施錠がなされていない県立学校があった(1校)。

(問題点)

岡山県情報セキュリティ対策基準第8章第1節(1)において、セキュリティレベル3の情報資産を扱う汎用機・サーバー等は、入退室管理エリアに集約して設置することとされており、第5章第1節第1項及び第2項において、入退室管理エリアは施錠と入退室記録を行うことが定められている。

セキュリティレベルの高い情報が保管されているサーバー室に、施錠がなされていないため、容易にサーバー室への入室が可能な状況にあることが問題である。

(指摘事項)

施錠されていないことで誰もが入室でき、不適切な情報の持ち出しや、データの破壊が可能となってしまう。上記情報セキュリティ基本方針の趣旨を踏まえ、物理的セキュリティの強化が必要である。

【指摘事項】 外部記憶媒体等利用簿の運用未実施

(発見事項)

岡山県の外部記憶媒体等取扱要領によれば、USBメモリ等の外部記憶媒体を利用する場合には、外部記憶媒体等利用簿に利用目的、利用期間等を記載し、所属長の許可を受けなければならないとされているが、当該利用簿の運用がされていなかった(1校)。

(問題点)

外部記憶媒体等利用簿に利用目的、利用期間等を記載し、所属長の許可を受ける運用がなされていないため、不適切な情報の漏えいやウイルス等の侵入に対するけん制がなされていない点が問題である。

(指摘事項)

USB メモリ等の外部記憶媒体を利用する場合、外部記憶媒体等取扱要領に従い、外部記憶媒体等利用簿を作成することが必要であるが、その運用がなされていない学校があった。要領の設定の趣旨に照らし、定められた手順に従う必要がある。

【意見】 サーバー及びバックアップの同一箇所での保管

(発見事項)

サーバーとバックアップが同一の教務室に置かれている学校があった（1校）。

(問題点)

岡山県情報セキュリティ基本方針第 2 章基本的な考え方 第 3 節 情報セキュリティ対策（2）物理的対策では、「情報資産、情報システム、ネットワークを盗難、損傷、妨害等から保護するための物理的な対策を講ずる。」と定められている。

サーバーとバックアップが同一の場所に置かれていると、被災時にサーバーのデータとバックアップデータが同時に消失する可能性が極めて高くなる。情報資産の保護という目的からするとバックアップの保管場所は適切でない。

(意見)

サーバー及びバックアップに、学校業務に係る重要な情報が保存されている場合には、同時に被災しない場所に保管する等、物理的セキュリティを高めることが望ましい。

10. 学校徴収金管理

【意見】 会計担当業務の保護者への委譲

(発見事項)

岡山県教育委員会「学校徴収金等取扱マニュアル」I.2において、会計担当者は教職員であり、学校徴収金の収支を担当することが規定されているが、一部の部活動費について、保護者により収支管理がなされていた。（2校）

(問題点)

教職員に会計担当者責任がある以上、その業務及び責任を保護者へ移譲するのは問題がある。

(意見)

一部の部活動について、保護者により収支管理がなされている県立学校があった。そもそも部活動は学校としての活動であるがゆえに、すべての会計担当者を教職員と定めているものである。部活動は学校が管理すべき活動である以上、その管理責任及び説明責任を貫徹するため、会計責任についても保護者へ移譲せず、各会計担当が実施する必要がある。

【意見】事務処理体制の文書化

(発見事項)

岡山県教育委員会「学校徴収金等取扱マニュアル」I.2において学校徴収金事務処理体制の整備として学校ごとに事務処理体制を整備し、責任体制の確立及び相互チェック機能の充実を図ることが規定されているが、各会計担当者、出納責任者及び監査担当者の名簿が作成されていなかった。(1校)

(問題点)

各会計の会計担当者等の文書化がなされていない場合、責任の明確化や適正な事務処理上の業務に混乱をきたす場合がある。

(意見)

学校徴収金事務処理に関し、責任分担の明確化や有効な内部牽制を担保するため、各会計の会計担当者、出納責任者及び監査担当者の文書化を実施することが望まれる。

【意見】各会計の会計決算処理

(発見事項)

学校徴収金における各会計の会計帳簿等を閲覧した結果、年度末の預金残高について預金通帳と未照合のものや残高不一致のもの、当該年度経費にも関わらず翌年度の経費となっているもの、及び定期預金等の受取利息が未記帳のものが発見された。(5校)

(問題点)

各会計の年度決算において、適正な決算手続を実施しなければ、各会計の決算書が歪むとともに保護者等への説明責任を果たせない状況になる。また、当該年度経費にもかかわらず翌年度の経費となっている場合、不正流用のリスクが高まり適切ではない。

(意見)

各会計の年度決算においては、現金や預金については、現物及び通帳との残高照合を実施するとともに、経費の期間帰属やその網羅性について適切に会計処理することが望まれる。

1 1. 学校評価

【意見】学校評価結果の公表方法について

(発見事項)

学校関係者評価の結果を公表していない県立学校があった（2校）。

また、自己評価のアンケート結果や学校関係者評価の結果を、学校誌には掲載して保護者には提供しているものの、学校評価の結果を学校のホームページで公表していない県立学校があった（1校）。

(問題点)

教育活動や学校経営にかかわる情報を学校から保護者や地域住民に提供することにより、保護者や地域住民の学校教育への理解が高まり、学校は保護者や地域住民から支援を得る機会にもなると考えられる。

しかし、特に地域住民は、学校教育の内容を知る機会は限定的であるとする。

この点、「学校評価ガイドライン」においては、「各学校は、自己評価及び学校関係者評価の結果について、それを踏まえた今後の改善施策と併せて、学校便りへの掲載や、PTA 総会等を活用した保護者等を対象とした説明会、学校のホームページや地域広報誌への掲載などの方法により広く保護者に周知する。」とされている。

また、「学校評価事例集」においても、「学校のホームページや地域広報誌への掲載等の方法により広く内容が周知されるようにする。」とされている。

(意見)

学校関係者評価の結果についても、保護者に周知することが望まれる。

その際、学校便りへの掲載や、PTA 総会等を活用した保護者等を対象とした説明会のみならず、学校教育の状況を保護者や地域住民により広く周知するため、学校のホームページで学校評価の結果を公表することが考えられる。

【意見】 自己評価の目標設定について

(発見事項)

自己評価において、設定した評価項目や指標等の達成状況を評価するにあたり、事前の定量的な達成基準の設定がなされていない県立学校があった。(2校)

また、自己評価の達成基準は、評価を客観的に示すことができる定量的指標が望ましいが、達成基準を教職員へのアンケート結果のみと個人の主観的な判断による指標としている県立学校があった。この教職員アンケートにおいて、例えば「私は、〇〇にかかる全体研修や担当者研修に1回以上参加し、基礎的な知識や技能を身に付けている。」という質問項目があったが、回答の選択肢は4つで、ア(よく当てはまる)、イ(やや当てはまる)、ウ(あまり当てはまらない)、エ(まったく当てはまらない)となっており、1回のみ参加した場合、回答者によっては、回答する選択肢が分かれるようなものとなっていた(1校)。

(問題点)

学校評価ガイドラインでは、「重点化された目標設定が自己評価の始まりであり、重点目標は学校の課題に即した具体的で明確なものとする」とされ、「評価項目の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握するために必要な指標を設定する。必要に応じて、指標の達成状況等を把握・評価するための基準を設定する。」とされている。

この点、達成基準を事前に定められていない場合や、客観的な結果に基づく基準が一切設定されていない場合、目標に対する教員の取組状況に対する意識と、学校の現状が整合せず、適切に自己評価できない可能性がある。また、アンケート結果を達成基準に利用する場合でも、質問内容と回答の選択肢によっては、教職員の積極的な取組の実態が適切に評価結果に反映されない可能性がある。

(意見)

自己評価の目標設定については、教職員が目標に向かって達成すべきターゲットを明確に把握するために、また自己評価を適切に実施するために、事前に評価項目の達成基準を設定することが望まれる。

また、主観的なアンケート結果のみを達成基準として自己評価を行うのではなく、客観的な事実を達成基準のひとつとして設定することが望まれる。

さらに、アンケートを実施する場合は、教職員の取組状況を適切に評価できる質問項目、回答の選択肢を設定することが望まれる。なお、質問内容や回答の選択肢の記述を見直す場合は、毎年同じアンケートをすることで得られる経年変化の情報の要否について留意が必要である。

【意見】学校関係者評価委員会の運営について

(発見事項)

往査した県立学校においては、いずれも学校関係者評価委員会が開催されているとのことであったが、一部の県立学校において、学校関係者評価委員会の議事録が作成されていなかった(2校)。

(問題点)

学校関係者評価委員会は、年に複数回開催され、委員は地域住民や青少年健全育成団体、学識経験者などから構成されるため、全員の参加が難しい面がある。

また、学校関係者評価は、最終的に学校評価書において、学校による自己評価や改善方策に対する評価結果や提案をまとめて報告されるが、報告書は簡潔に作成され、また非公表となる情報(例えば安全確保の面から問題となる情報)もある。

しかし、学校関係者評価委員会においては、報告書を取りまとめる過程で、学校による自己評価や結果に対する改善策、教育活動や学校経営の改善に向けた取組、さらに地域や保護者との関係等について意見交換がなされ、意見交換の過程で、学校運営の改善につながる気づきをもたらすケースもある。

(意見)

学校評価委員会の運営においては、意見交換の状況を記録するとともに、報告書作成に至る過程や公表する情報の検討状況を記録することが望まれる。また、欠席者を含めた全委員に決定事項と検討状況及び結果を共有するためにも、学校関係者評価委員会について議事録を作成することが望まれる。

【意見】 学校関係者評価委員への旅費支給について

(発見事項)

学校関係者評価委員のなかには、遠方から学校関係者評価委員会に出席する委員もいるが、旅費が支給されていなかった（2校）。

(問題点)

教育委員会によると、学校評価制度と類似する制度として学校評議員制度¹があるが、この学校評議員制度において学校評議員に旅費を支給していないこと、また、学校関係者評価は、上述のとおり法律上、努力義務であることから、規程が未整備となったとのことである。

学校評議員は地域から評議員を選出する前提のため、旅費の支給がないことにつき一定の合理性はあるものの、学校評議員に旅費支給がないことが学校関係者評価委員の旅費支給しない理由とはならない。実際に有識者等の意見を聞くために遠方に在住する委員を選任していることから、学校評議員と同様に学校関係者評価委員に旅費を支給しないとするのは問題がある。

(意見)

学校関係者評価委員による学校評価は、「岡山県立学校の管理運営に関する規則」に基づき実施している制度であることから、学校関係者評価委員会に出席する委員に対して旅費の実費相当を委員に支給することが望まれる。

1.2. 生涯学習センター

【意見】 指定管理者との連絡協議

(発見事項)

指定管理者と月2回の連絡協議を実施しているが、議事メモ等の協議記録が作成されていない。

(問題点)

指定管理者と月2回の連絡協議を実施しているが、議事メモ等の協議記録が作成されていない場合、お互いの協議結果の認識齟齬等が発生し、業務運営上の非効率が発生する可能性がある。

(意見)

指定管理者と月 2 回の連絡協議において議事メモ等の協議記録が作成されていないが、協議記録を適切に作成し、相互の責任者等に回付することで協議結果を明確にすべきである。

【意見】 周辺ブロック塀の歪曲化

(発見事項)

生涯学習センター敷地の北側ブロック塀については通学路に隣接しているが歪曲化している状況である。

(問題点)

ブロック塀には危険である旨の貼り紙がされており、注意喚起はなされている。しかしながら、通学路に隣接しているブロック塀が災害時に崩れ、通行者が怪我等をしてしまう可能性がある。

(意見)

北側の道路に面したブロック塀について、早期に崩落防止対応措置を実施すべきである。物理的な対応に時間がかかるとすれば、通学路変更の要請など他の方法による事故防止策も検討すべきである。

【意見】 備品の保管場所の備品整理簿への記載

(発見事項)

物品供用管理員ごとに作成される備品整理簿において、保管場所が具体的に記載されていない備品が多くあった。

(問題点)

備品整理簿において保管場所が具体的に記載されていない場合、現物確認が実施できなかつたり、現物確認の非効率化を招くおそれがある。

(意見)

生涯学習センターにおいては、物品供用管理員の管理エリアが広いため、保管場所を特定できるように、備品整理簿において保管場所の明記を徹底することが望まれる。

【意見】 定期的な備品等の現物確認の実施

(発見事項)

生涯学習センターにおいて備品整理簿と現物との照合を実施したところ、備品整理簿に記載されている物品の現物が、即座に確認できない事実が発見された。

(問題点)

重要物品については年に一度、出納局用度課より生涯学習センターに対して調査依頼があり、備品整理簿と現物との照合が実施されている。重要物品以外については、物品供用管理員が交代するときにその担当範囲について現物との照合が行われている。

重要物品以外の物品については、物品供用管理員の交代があるまでは台帳との照合を行う機会がなく、現物照合ができていない。この結果、備品整理簿が適時に更新されているかを確認する機会に乏しく、台帳から現物をあたって、現物を確認できないということが生じている。

(意見)

備品整理簿にて管理を行っている物品については、生涯学習センターの運営において重要性を識別しているがゆえに管理しているものである。それゆえ備品整理簿は現物の所在・状態を直ちに確認できるように整備されていなければならない。

重要物品以外の物品であっても、最低でも一定額以上のものについては現物の所在を定期的な確認、備品整理簿の正確性を高めることが望ましい。

また、現状、岡山県では原則 3 万円以上の物品は備品整理簿に記載し、管理する必要があるが、それには一定の事務コストを要していると示唆される。他県ではその基準額を 10 万円以上としているところも複数あることから、現在 3 万円以上となっている基準額を例えば 10 万円程度に引き上げることを検討されることを望む。

【意見】 指定管理料による購入備品等の県備品出納簿等への登載

(発見事項)

「管理に関する包括協定書」第 26 条 2 項によると、「指定管理者は、指定管理料をもって備品等を購入したときは、当該備品等は甲(岡山県)に帰属するものとし、県備品等管理簿に登載するものとする。」とある。そこで平成 29 年度の指定管理料による指定管理者の備品購入の状況について確認したところ、把握できていないものがあつた。

(問題点)

指定管理料による購入備品の県備品出納簿等への登載が漏れている可能性がある。

(意見)

指定管理料による備品購入の有無や購入備品の内容について、指定管理者が、生涯学習センターに適時に報告する仕組みを設け、漏れなく県備品の管理をすることが望まれる。

【意見】指定管理者が管理する備品等の範囲

(発見事項)

「管理に関する包括協定書」第 26 条 4 項によると、「指定管理者は、指定期間が満了し、引き続き指定管理者として指定されなかったとき又は指定管理者の指定を取り消されたとき（以下「指定終了時」という。）は、岡山県から借用した備品等及び県備品等管理簿に登載した備品等を岡山県に返還しなければならない」とある。

そこで、指定終了時に県に返還されるべき備品等の一覧を依頼したところ、一覧の更新が行われておらず、管理が不十分であることが判明した。

(問題点)

指定管理者が管理している岡山県備品等及び県備品出納簿等に登載した備品等のリストが更新されていない場合、または指定管理者において更新されていたとしてもこれらを調査していない場合、県備品等の適切な管理がなされず滅失や毀損があった場合でもこれらを看過する可能性がある。

(意見)

適切な資産管理の観点から、指定管理者が管理し、将来返還すべき備品等のリストを保有しているか、適時更新しているか等について適切に調査を実施し、県資産の保全に努めることが望まれる。

13. 県立図書館

県立図書館について、指摘事項及び意見はない。

第4 包括外部監査の結果（まとめ）

様々な社会環境の変化の下、岡山県において教育は重点戦略と位置付けられ、かつ教育費は県行政でも重要な歳出部門となっている。本年度の包括外部監査では、岡山県における教育委員会の財務事務の執行が法令等に準拠しているか、また、その事務が地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨（住民福祉の増進、最少経費で最大効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化）を達成しているか、その管理運営の実態を監査した。

具体的には、県立学校等の財務事務管理（外郭団体としての公益財団法人岡山県育英会を含む）と生涯学習に係る財務事務管理を対象としている。

県立学校等の財務事務管理については、物品の購入・管理、委託・工事等の事務処理、勤怠管理、授業料管理、奨学金管理、情報関連機器等管理、学校徴収金管理についてそれぞれ指摘事項ないし意見があるが、定められた事務処理のそもそもの趣旨を正しく理解していないことに起因すると考えられる。

例えば、県立学校等の物品の購入・管理に関し、薬品の棚卸は実施されているが、その結果判明した帳簿数量と現物数量の差異についての調査が実施されていなかったり、棚卸結果についての学校長への報告が適切になされていないというケースがみられた。そもそも薬品の不適切な流出が生徒の生命にかかわる重大な事件につながりかねないからこそ厳格な管理が必要であるということを現場において理解できているならば、そのようなことにはならないはずである。

また、県立学校等の学校徴収金管理に関し、一部の部活動について会計担当業務の保護者への移譲が行われているという意見がある。出納が行われていないわけでも、決算が行われていないわけでもないが、そもそも部活動は学校の活動であるという理解にたてば、会計担当業務の責任は学校における部活動の担当教員等が行うべきである。

定められた事務処理はなぜ行うのか、誰が行うべきなのかという点についての趣旨を踏まえて実施することが肝要である。

県立学校等の学校評価については、いくつかの意見を述べている。教育行政の重要性に鑑みれば、地域に開かれた学校づくりは重要なテーマであり、学校評価はそのための手段である。各県立学校等において学校評価は実施されており、手続的な違反は発見されていないが、目標設定の方法や結果の公表方法についてはなお改善の余地があると考えられる。

生涯学習の財務事務管理については、生涯学習センターを対象として主に備品管理に関する意見を述べている。より効果的な管理体制を目指し、取り組まれることを期待したい。

以上